

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号) 第 5 条第 3 項の規定にのっとり、(仮称)姫路市新美化センター整備運営事業実施方針を公表します。

平成 17 年 12 月 14 日

姫路市長 石 見 利 勝

(仮称)姫路市新美化センター整備運営事業実施方針

姫路市(以下「市」という。)は、(仮称)姫路市新美化センター整備運営事業(以下「本事業」という。)を公設民営方式で実施することとします。本実施方針は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)に定められる手続きにのっとり、特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、本事業に対する市の方針を定めるものです。

特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名

(仮称)姫路市新美化センター整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

名称	(仮称)姫路市新美化センター
立地場所	姫路市網干区網干浜 4 番地 1
施設概要	ごみ焼却施設：可燃ごみ及び粗大ごみを破碎選別した後の可燃物(以下「破碎選別可燃物」という。可燃ごみと合わせて以下「処理対象物」という。)を受け入れ、燃焼・熔融処理を行い、余熱によるエネルギーの有効活用を図る施設 再資源化施設：粗大ごみ、不燃ごみ及び資源物(ビン、缶、ペットボトル等)を受け入れ、破碎選別処理を行い、資源の回収を図る施設 啓発・管理施設：リサイクル品の再生や展示等の環境学習機能及びごみ焼却施設、再資源化施設の管理機能を持った施設

	余熱利用施設：ごみ焼却施設から発生する余熱を利用した住民の健康増進に資する温水プール等の施設 芝生広場及び緑地帯
施設規模等	ごみ焼却施設：450t/日以下（年間処理量 120,000t を処理できる施設とし、施設規模は、民間事業者が設定） 再資源化施設：100t/日以下
処理方式	ごみ焼却施設：ストーカ式＋灰熔融又はシャフト炉式ガス化熔融
供用開始	平成 22 年（2010 年）4 月 1 日予定

（３）公共施設等の管理者等

姫路市長 石 見 利 勝

（４）事業目的

本事業は、環境負荷の低減に努めるとともに、搬入される一般廃棄物等を適正に処理すること、及びこれを通じた環境面での啓発、余熱利用による健康増進施設の整備を目的とします。

（５）事業概要

本事業における施設の整備はDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式及びDBM（Design：設計、Build：施工、Maintenance：維持管理）方式により実施します。

事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）は、単独又は特別共同企業体で、ごみ焼却施設及び再資源化施設（あわせて、以下「処理施設」という。）の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）及びこれらと一体的に整備を予定している啓発・管理施設、余熱利用施設、芝生広場及び緑地帯（あわせて、以下「周辺施設」という。）の基本設計（以下「基本設計業務」という。）を行います。

さらに、民間事業者は、特別目的会社を設立し、20年間の運営期間にわたって、ごみ焼却施設の運転、維持管理、補修及び更新等並びに再資源化施設の維持管理、補修及び更新等（以下これらを「運営業務」という。）を一括して行うものとします。（詳細は、「3民間事業者が実施する業務の範囲」を参照）

市は、処理施設の建設及び運営に係る資金の調達を行い、処理施設を所有するものとします。

事業期間

事業期間は、次のとおりとします。

- ・建設期間：契約締結（平成 18 年（2006 年）12 月予定）から平成 22 年（2010 年）3 月末までの約 3 年 3 か月間
- ・運営期間：平成 22 年（2010 年）4 月から平成 42 年（2030 年）3 月までの 20 年間

契約の形態

市は、本事業について民間事業者に、基本設計業務、設計・施工業務及び運営業務を一括で委託するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を民間事業者と締結します。

また、市は、基本契約に基づき、民間事業者のうち処理施設の設計施工業務を担当する者（以下「建設請負事業者」という。）と、本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設請負契約」という。）を締結します。

また、市は、基本契約に基づき、民間事業者が設立する運営業務のために組成する特別目的会社（以下「運営事業者」という。）と本事業に係る運営委託契約を締結します。

さらに、市は基本契約に基づき、民間事業者が企業の場合はその企業、民間事業者が企業グループの場合は構成員の一員である設計担当企業（以下「基本設計事業者」という。）と基本設計業務に係る設計委託契約を締結します。（基本契約、建設請負契約、運営委託契約、設計委託契約の 4 つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。）

（6）関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとします。

（7）事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、次のとおりを予定しています。

実施方針の公表	平成 17 年（2005 年）12 月中旬
特定事業の選定の公表	平成 18 年（2006 年）2 月下旬
入札公告	同年 4 月上旬
民間事業者の決定	同年 8 月下旬
特別目的会社の設立	の決定後速やかに
契約詳細の詰め	平成 18 年（2006 年）9 月以降
仮契約の締結	同年 11 月
特定事業契約の締結	同年 12 月
建設工事着手	同年 12 月

施設の完工及び引渡し	平成 22 年（2010 年）3 月末
供用開始	同年 4 月 1 日
契約終了	平成 42 年（2030 年）3 月末日

2 特定事業の選定

次の考え方及び手順に従い、PFI 法にのっとり本事業を特定事業として選定することとします。

（1）選定の考え方

次の 2 点を重視して、本事業を特定事業として選定します。

事業者を支払う基本設計業務の対価（以下「基本設計費」という。）設計・施工業務の対価（以下「建設費」という。）及び運営業務の対価（以下「運営費」という。）を含め、事業期間全体における市の費用の総額について定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）を行い、公共財政負担の削減が見込めること。事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、公共のリスクの低減及び公共サービス等水準の維持ないし向上が見込めること。

（2）選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果は公表します。

定量的評価の実施

- ・事業期間全体における市の費用の総額（建設費、運営費等）の評価

定性的評価の実施

- ・民間事業者に移転されるリスクの評価
- ・公共サービス等水準の評価

及び の評価に基づき本事業を特定事業として選定します。

評価の結果を公表します。

3 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとします。

表．民間事業者が実施する業務の範囲

対象施設	民間事業者の業務範囲			市の業務範囲 (参考)
	基本設計事業者 (基本設計業務)	建設請負事業者 (設計・施工業務)	運営事業者 (運営業務)	
ごみ焼却施設	-	設計・施工 ・設計 ・施工(試運転を含む。)	運営 ・運転準備業務 ・運転・維持管理・補修 ・業務終了時の引き継ぎ	計量業務、一般廃棄物等の搬入 処理不適物・飛灰 処理物等の処分 モニタリング
再資源化施設	-	設計・施工 ・設計 ・施工(試運転を含む。)	維持管理 ・運転準備業務 ・維持管理・補修・更新 ・業務終了時の引き継ぎ	計量業務、一般廃棄物等の搬入 処理不適物の処分 施設の運転 モニタリング
啓発・管理施設	基本設計	-	-	実施設計、施工 施設の運営
余熱利用施設	基本設計	-	-	実施設計、施工 施設の運営
芝生広場及び 緑地帯	基本設計	-	-	実施設計、施工 施設の運営

(1) 事前業務

落札者の決定後速やかに、民間事業者は、特別目的会社を設立するものとします。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行うものとします。

(2) 基本設計業務

基本設計事業者は、市と締結する設計委託契約に基づき、周辺施設の基本設計業務を行

います。基本設計に当たっては、処理施設との一体的な景観デザイン及び施設間の機能的な連携に配慮することとします。

(3) 設計・施工業務

建設請負事業者は、市と締結する建設請負契約に基づき、処理施設の設計・施工業務を行います。

設計については、事業地のロケーションにふさわしい外観デザインを心がけることとします。

施工については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行います。なお、施工範囲の詳細は、今後公表する要求水準書(案)並びに入札説明書及び付属書類(以下「募集要項」という。)に示すこととします。さらに、処理施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、開発許可・建築確認等の手続関連業務、処理施設の試運転及び引渡性能試験を行うこととします。

(4) 運營業務

ごみ焼却施設の運営

- ・ 運営事業者は、市と締結する運営委託契約に基づき、処理対象物を受け入れ、募集要項に規定する要求水準を満足する適正な処理を行います。なお、その際に、ごみ焼却施設の運営に係る業務として運転維持管理業務(機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。)清掃業務、保安警備業務、環境衛生管理業務、環境影響管理業務を行います。
- ・ 運営事業者は、集じん器、ボイラー及びその他排ガス処理系統に付着・たい積した灰(以下「飛灰」という。)並びに溶融不適物などの一般廃棄物等の発生量を抑制することとします。系外で処理する必要のある一般廃棄物等については、市が処分しますが、1tにつき8千円の委託費の減額を行うものとし、その際は、要求水準書で示す基準を遵守することとします。
- ・ 運営事業者は、処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行い、ごみ焼却施設の所内並びに一体的に整備する再資源化施設及び周辺施設に供給するほか、電力会社等に売電することとします。なお、売電収入及びR P S 証書の販売に関わる収入は、運営事業者に帰属するものとします。
- ・ 運営事業者は、ごみ焼却施設の所内並びに再資源化施設、啓発・管理施設及び余熱利用施設に蒸気又は温水を供給することにします。

- ・ 運営事業者は、施設の見学希望者等については市と連携して適切な対応を行うこととします。
- ・ 処理に伴い発生するメタル、スラグ等について、民間事業者は有効利用が可能な量の提案を行い、その量を買収することとします。有効利用ができない量については、1 tにつき8千円の委託費の減額を行うものとします。

再資源化施設の維持管理

- ・ 運営事業者は、市と締結する運営委託契約に基づき、再資源化施設が処理対象物を受け入れ、募集要項に規定する要求水準を満足するよう適切な維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）清掃業務、保安警備業務、環境衛生管理業務及び環境影響管理業務を行うこととします。

（５）業務終了時の引継業務

市は、事業期間終了後も処理施設を継続して利用する可能性があります。したがって、処理施設の解体除去は、本事業の範囲には含まれません。

ただし、事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、建設請負事業者又は運営事業者は以下の業務等を行うものとします。

- ・ 処理施設の運転、維持管理及び補修に必要な次の書類等の整備及び提出
（図面、維持管理・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び財務諸表）
- ・ 市又は市が指定する第三者への引継ぎ業務
- ・ 処理施設の維持管理補修計画の立案、市との協議等、必要な協力の実施
- ・ 処理施設の機能検査

（６）地域経済への貢献

民間事業者は、本事業を通じて地元企業がDBO事業等の民活事業に関わるためのノウハウの獲得、業務の受託ができるように、事業計画の策定、業務の実施等を行うこととします。

４ 市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとします。

（１）用地の準備

市は、本事業を実施するための用地を確保します。

(2) 処理対象物の搬入

市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行います。

(3) 処理対象物の計量

市は、処理対象物の計量業務を行います。

(4) 周辺施設の実施設計、施工、運営

市は、周辺施設の実施設計、施工及び運営を行います。

(5) 再資源化施設の運転

市は、再資源化施設の運転を行います。

(6) 本事業のモニタリング

市は、設計・施工段階及び運営段階において、本事業の実施状況の監視を行います。

(7) 施設見学者への対応

市は、処理施設等の見学を希望する者について、運営事業者と連携して適切な対応を行います。

(8) 基本設計費、建設費及び運営費の支払い

市は、市の会計規則に基づき、基本設計費を基本設計事業者へ、建設費を建設請負事業者へ支払います。また、運営費を運営期間にわたって運営事業者に支払います。

(9) その他

市は、施設の設計・施工業務等に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行います。

民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ、民間事業者の提案内容が、技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、総合評価一般競争入札によって民間事業者を選定します。

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりです。

民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

入札の公告	平成 18 年（2006 年）4 月上旬
募集要項の配布開始	同年 4 月上旬
募集要項説明会の開催	同月上旬
募集要項質疑の受付開始	同月上旬
募集要項質疑への回答	同月下旬
資格審査申請書の受付締切	同月下旬
資格審査の実施	同年 5 月下旬
資格審査結果の通知	同年 6 月中旬
技術提案書、価格提案書等の提出	同年 7 月下旬
技術審査の実施	同年 8 月中旬
価格審査及び非価格要素審査	同月下旬
総合評価の実施	同月下旬
落札者の決定	同月下旬
契約詳細の詰め	同年 9 月以降
仮契約締結	同年 11 月
本契約の締結	同年 12 月

2 応募者の参加資格要件

入札に参加する企業又は企業グループ（以下「応募者」という。）は、次の資格要件をすべて満たすものとします。また、市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施します。

（1）応募者の構成

応募者は、3 に掲げる業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業（以下「構成員」という。）によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とします。

応募グループにあつては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、代表企業が応募手続を行うこととします。

応募者は、基本設計業務、設計・施工業務、運営業務のうち主要な業務を担当する協力会社（応募企業又は構成員以外の者で、事業開始後、基本設計業務、設計・施工業務、運営業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。）を定めることができます。

応募者は、応募にあたり、応募企業、構成員及び協力会社を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとします。

応募企業又は構成員は、特別目的会社に出資するものとします。

代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めません。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではありません。

応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社となることは認めません。

応募企業、構成員又は協力会社のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募者の構成員及び協力会社になることはできません。

同一応募者が複数の提案を行うことは禁止します。

（2）応募者等の参加資格要件

共通の参加資格要件

応募企業、構成員又は協力会社は、すべて、次の要件をすべて満たすこととします。

- （ア）競争入札の参加資格等について（平成8年姫路市告示第5号）に定める資格等を満たすこと。
- （イ）姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （ウ）会社更生法（平成14年法律第154号）又は会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。)
- （エ）本社、支店又は営業所等が姫路市内にある企業にあつては、市税に滞納がないこと。
- （オ）消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。
- （カ）本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同

協力会社である西村ときわ法律事務所又は当該受託企業と関連をもつ者でないこと。
なお、関連をもつ者とは、受託者の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有し、又はその出資の 100 分の 20 を超える出資をしているか、若しくは受託者の役員(取締役以上)を兼ねている企業をいう。

代表企業

代表企業は、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和 48 年大蔵省令第 5 号)第 1 条第 13 号の 2 に規定する指定格付機関(以下「指定格付機関」という。)における発行体に関する格付(長期、短期の区分がある格付については長期格付とする。)又は長期債に関する格付を取得しており、その取得している格付(複数の指定格付機関から格付を取得している場合にはそのいずれかの格付)が、最上位から 10 番目以内に位置すること、又は、市がこれに相当すると認めたものであること。

処理施設の建築部分の設計を行う企業

応募企業、構成員又は協力会社のうち、処理施設の建築部分の設計を担当する企業は、次の要件をすべて満たすこととします。

- (ア) 同種類設計実績を有すること。
- (イ) 市の業者登録名簿に建築コンサルタントの業種登録があり、かつ、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ウ) 施設の設計に関する業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においても(ア)及び(イ)を満たしているものであること。

処理施設の施工を行う企業

応募企業、構成員又は協力会社のうち、処理施設の施工を担当する企業は、次の要件をすべて満たすこととします。

- (ア) プラントの施工を実施する企業にあっては、清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (イ) プラントの施工を実施する企業にあっては、市の業者登録名簿に清掃施設工事の業種登録があり、経営事項審査結果において、当該業種の総合評価値が 1,000 点以上あること。
- (ウ) ごみ焼却施設においては、プラントの施工を実施する企業に、1 炉 100t/日以上規模で、平成 17 年 3 月 31 日現在での 3 年以上の稼働実績を有する施設(- 1 - (2)で指定した処理方式に限る)の納入実績があること。
- (エ) 再資源化施設においては、プラントの施工を実施する企業に、同種の施設の施工実績があること。

- (オ) 建屋の施工を実施する企業にあっては、建築工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (カ) 建屋の施工を実施する企業にあっては、市の業者登録名簿に建築工種の業種登録があり、かつ、準市内業者にあっては経営事項審査結果において当該業種の総合評定値が1,500点以上あるとともに同種類別の施工実績があること、市内業者にあっては経営事項審査結果において当該業種の総合評定値が1,000点以上あること。なお、当該業種にあって、市内業者単独の参加は認めない。
- (キ) プラントの施工、建屋の施工のそれぞれの業種に関し、本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。
- 1 市内業者とは、本社が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人をいう。
 - 2 準市内業者とは、姫路市内に営業機能を有する支店、営業所等があり、かつ、法人市民税を納付し、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人をいう。

処理施設の運営を行う企業

応募企業、構成員又は協力会社のうち、処理施設の運営を担当する企業は、市の業者登録名簿の役務提供の業種に登録があること。

基本設計業務を行う企業

応募企業、構成員又は協力会社のうち、基本設計業務を担当する企業は、次の要件をすべて満たすこととします。

- (ア) 同種類別の設計実績を有すること。
- (イ) 市の業者登録名簿に建築コンサルタント又は土木コンサルタントの業種登録があり、かつ、建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ウ) 対象施設の設計に関する業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においても(ア)及び(イ)を満たしているものであること。

3 民間事業者の審査及び選定

次の事業者選定基準及び選定方法に従い民間事業者を選定することとします。

(1) 審査委員会の設置

市は、民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって「新美化センター事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

審査委員は、以下のメンバーとします。

委員長	武田 信生	京都大学教授
副委員長	嵯峨 徹	姫路市助役
委員	藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター理事
委員	野本 修	西村ときわ法律事務所弁護士
委員	岡本 喜雅	姫路市環境局理事

(2) 事業者選定基準

事業者選定基準はおおむね次のとおりを予定しています。なお、評価項目等の詳細は、募集要項に示すこととします。

[価格要素]

- ・基本設計費
- ・建設費
- ・運営費等(人件費、運転経費、維持管理・補修費、諸経費等)

[非価格要素]

安全・安定性

- ・施設の安全・安定性をより一層高めるための特段の配慮

機能性

- ・複数施設の設計・配置の一体性
- ・複数施設の機能の連携
- ・環境啓発に資する機能

環境・循環性

- ・環境・循環に対する配慮(処理不適物の種類、排水の排出量、溶融スラグの有効活用性、金属等のリサイクル可能性、温暖化ガス排出量等)

地域性

- ・地域及び地域経済への貢献度

継続性

- ・事業期間及び終了後を含めた維持管理補修の考え方と対応
- ・事業期間終了後の対応

(3) 事業者選定方法

民間事業者は、次の手順で選定するものとします。なお、民間事業者の選定に当たり、各段階の審査に関しては、審査委員会において評価・審査し、市が民間事業者を選定することとします。なお、評価方法等の詳細は、募集要項において示すこととします。

第1段階：資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格審査申請書等を基に、書面による審査とともに、資格確認面接を実施し、応募者が 2「応募者の参加資格要件」に示した要件を満たすことの確認を行います。資格確認面接では、処理技術の基本的な考え方について確認します。

参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の技術審査に進むこととします。

第2段階：技術審査

技術審査は、第1段階を合格した応募者から提出された技術提案書及び事業計画書について、技術提案書が技術的観点から見て市の要求する性能要件を満足するものであること、事業計画書が事業としての妥当性を有していることの確認を行うものとします。これらを満たすことが確認された応募者のみ次段階の価格審査及び非価格要素審査に進むこととします。

具体的には、審査委員会において、応募者から提出された技術提案書及び事業計画書を検討し、技術的な観点等から同提案内容が募集要項等に規定された市が要求する各種性能要件を満足できるか否か、及び事業計画書についてコストや収益等の点での妥当性を有しているかの審査を行います。審査委員会の評価・審査により、市が要求する各種性能を満足できないと市が判断した場合は、当該応募者は、次段階の価格審査及び非価格要素審査に参加できないこととします。

第3段階：価格審査及び非価格要素審査

技術審査において市の要求する要件を満たした応募者を対象として、価格審査及び非価格要素審査を実施します。

価格審査については、価格提案書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とします。価格の点数化方法については、募集要項に示すこととします。

非価格要素として、応募者の提案のうち、前項の選定基準に沿った視点で審査委員会において評価を行い、点数化することとします。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、募集要項に示すこととします。

第4段階：総合評価

総合評価は、 の価格審査点と非価格要素審査点を合わせて総合評価点を算出し、落札者を選定します。総合評価点の算出方法等については、募集要項に示すこととします。

(4) 審査結果の公表

市は、落札者の選定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表します。

4 応募に係る提出資料

応募者は、応募書類として、次の資料を提出することとします。なお、各資料の詳細については、募集要項に示すこととします。

(1) 資格審査申請時の提出資料

資格審査申請書

入札参加資格確認資料

資格確認面接用資料（処理技術の基本的な考え方等）

(2) 資格審査合格後の提出書類

技術提案書

非価格要素提案書

事業計画書

入札（価格提案）書

5 落札後の手続き

(1) 特別目的会社の設立

落札者は、特別目的会社を落札者決定後速やかに設立することとします。

特別目的会社は添付資料 の1.1に示す要件を満たすこととします。また、応募企業及び構成員以外のものからの特別目的会社への出資は認めません。

(2) 交付金申請手続きへの協力

処理施設及び周辺施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定しています。民間事業者は、市が行う交付金の申請手続き等に協力すると共に、当該交付金要綱等に適合するように基本設計業務、設計・施工業務、関連資料の作成を行うこととします。

(3) 契約詳細の詰め

市と落札者は、特定事業契約の締結のために契約内容の詳細の詰めを行うものとして

6 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとしますが、事業期間終了後の運営のために公表等が必要である場合又は審査の結果公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとします。

7 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とします。

民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の募集要項に示す処理施設等の機能（性能要件）が十分、発揮できるよう、基本設計業務、設計・施工業務及び運営業務を行うこととします。

2 想定されるリスク及び分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理可能な者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものです。基本設計業務、設計・施工業務及び運営業務に伴うリスクは、原則として基本設計事業者、建設請負事業者又は運営事業者のいずれかが負担するものとしますが、市が負担すべき合理的な理由があるリスクについては、別途に基本設計事業者、建設請負事業者又は運営事業者と協議の上、市がリスクを負うこととします。

(2) 想定されるリスクの分担

市と民間事業者のリスク分担は、原則として添付資料「事業に係るリスク分担」の表によるものとし、特に重要なものについては添付資料の契約条件等に示します。契約条件については、落札者の決定後に市、基本設計事業者、建設請負事業者、及び運営事業者間で締結する契約書等において規定します。なお、その詳細については、募集要項に示すこととします。

3 市による事業の実施状況の監視

(1) 設計・施工段階

市は、基本設計事業者による基本設計業務及び建設請負事業者による設計・施工業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、各々の業務の監視を行います。

建設請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を市へ提出し、市の確認を受けることとします。また、当該図書に基づき指定された図書及び市が提出を要求した図書を市へ

提出し、これらの図書の市による確認等を受けることとします。

基本設計事業者及び建設請負事業者は、基本設計業務、設計・施工業務の進捗状況について、市に定期的に報告し、確認を受けることとします。なお、市は、必要に応じて、建設請負事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができるものとします。

建設請負事業者は、処理施設の設計・施工の進捗に併せて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を市に提出し、市は、当該計画書の確認を行います。引渡性能試験は、市の立会いのもと、性能保証項目について実施するものとします。引渡性能試験実施時の環境計測等は、市が認める計量証明機関が実施することとします。

また、各々の業務の監視により、基本設計業務又は設計・施工業務の各業務の実施状況や結果が契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、市は基本設計事業者又は建設請負事業者に改善を要求し、当該事業者は必要な措置を講じるものとします。

(2) 運営段階

市は、運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行います。監視は、運営委託契約で定められた頻度、方法に従って行うものとし、必要に応じて処理施設への立ち入りを行います。

監視に当たっては、施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用います。また、必要に応じて、市は自らの負担で、処理施設に係る追加の計測・分析を行うものとします。その他、市は、周辺環境モニタリングを行い、処理施設の周辺環境への影響を調査します。

原則として、監視により確認された運営業務の状況については、公開されるものとします。また、処理施設の運営業務の監視により、処理施設が運営委託契約で定められた運営状態を満たしていない、又は、運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には、市は、運営事業者に改善を要求し、運営事業者は、必要な措置を講じるものとします。

(3) 運営期間の終了段階

運営期間終了時には、市は、運営事業者から提示された維持管理補修計画の実施状況を確認し、処理施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることの確認を行います。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることにつき、市より確認を受けた上で、引継業務を行うものとします。

(4) 住民との共同監視

市は、周辺住民とともに環境を監視する委員会を設け、全段階を通じて、周辺の環境保全に努めるものとします。その際、民間事業者は市に協力するものとします。

施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

(1) 事業用地

姫路市網干区網干浜 4 番地 1

(2) 敷地面積及び配置

敷地面積合計 約 15ha

敷地内の施設配置については、添付資料「全体配置図」を参照ください。なお、本資料は参考配置図であり、各々のゾーン内での自由な配置提案を認めます。

(3) 土地利用規制

用途地域：工業地域

建ぺい率：60%以下

容積率：200%以下

日影規制：なし

(4) その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質の概要、周辺概要等については、募集要項に示すこととします。

2 施設等の設計要件等

募集要項にて示される以外の事項については、建設請負事業者の裁量とします。なお、建設請負事業者が必要と判断する場合には、追加の地質調査及び土地の造成を自己負担にて実施するものとします。

事業契約等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとします。

また、契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

運営事業者においては、平成 22 年（2010 年）4 月 1 日に施設が供用開始され、運営委託契約に規定される条件に基づいて平成 42 年（2030 年）3 月 31 日まで運営が適切に継続される必要があります。このため、運営委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、その懸念が生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとします。

特に、運営事業者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととします。

ただし、公共サービスに重大な遅延等が懸念される場合、又は、運営事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、市は、運営事業者との運営委託契約を解除し、施設の運営に当たる新たな民間事業者を選定することとします。

公的支援等に関する事項

1 財政上及び金融上の支援等に関する事項

民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等はありません。

なお、本事業の処理施設等の整備については、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定しています。

2 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等は検討していません。

3 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、市は必要に応じて協力します。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と民間事業者で協議により対応策を検討することとします。

その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

特定事業契約の内、市議会の議決が必要な契約の締結に当たっては、市議会の議決を得るものとします。

2 実施方針に関する問い合わせ先

(1) 実施方針に関する意見・質問の受付

本事業に関する問い合わせ先は、下記のとおりとします。また、本実施方針に関する意見、質問がある場合は、添付の「実施方針に関する意見・質問書」を郵送又は電子メールにより、下記の期間内に提出してください。なお、電話等による問い合わせには応じません。

また、事業用地等への見学等について、要望に応じて市にて対応します。

(意見・質問書の提出先)

下記の(4)問い合わせ先

(意見・質問書の提出期限)

平成 17 年(2005 年)12 月 26 日(月)17:00 まで

(2) 実施方針に関する意見及び質問への回答

意見及び質問書に対する回答は下記期限までに市のホームページにおいて公表します。なお、提出のあった意見及び質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答するものとし、すべての意見及び質問について回答するとは限りません。

(意見・質問への回答公表期限)

平成 18 年(2006 年)1 月 31 日(火)まで

(3) 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更することがあります。

(4) 問合せ先

姫路市環境局環境事業推進室

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地

電子メール hime-ge2@city.himeji.hyogo.jp

事業に係るリスク分担

期 間	リスク項目		概 要	分 担	
				市	民間事業者
全期間	契約		民間事業者との契約不調、又は契約手続の遅延リスク		
	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク		
		政治	首長交代、政策方針の転換、議会承認、財政破綻、許認可の取得、遅延等に係る操業中止、コスト増大リスク		
		許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		
		交付金等	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又は民間事業者の事由により交付金の交付が遅延し事業開始が遅延するリスク		
	その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク				
	社会環境	住民対応	住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク		
			民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		
		第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		
	環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するリスク			
	物価変動	インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク			
	金利変動	金利上昇に伴う初期投資に係る資金調達コストの増大リスク			
	不可抗力	工事中・運営中の震災、不可抗力の大災害のリスク			
	債務不履行	プロジェクト関係者のかしによる事業破綻、契約破棄のリスク			
計画段階	設計	測量・調査	市が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		
			民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		
		設計	市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク		
			民間事業者の設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		
	計画変更・遅延	市の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク			
	資金調達	民間事業者において本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク			
市において本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク					

期 間	リスク項目		概 要	分担	
				市	民間事業者
建設段階	建設	用地	地中障害物やその他予見できない事項に関するコスト増大リスク		
		工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由による工事遅延によるコスト増大リスク		
			市の指示等の市の事由による工事遅延によるコスト増大リスク		
		工事費増大	民間事業者の事由による工事費等の増大リスク		
			市の提示条件不備及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク		
		試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコスト増大、遅延リスク		
試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク					
運営段階	運営	ごみ量・ごみ質	搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が著しく変動した場合のコスト変動リスク		
		性能	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		
		施設かし	事業期間中における施設かしに係るリスク		
		運営コスト	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		
			受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク		
			その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		
		施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		
ユーティリティー	ユーティリティーの事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク				

主要な契約条件

1 基本契約

1.1 特別目的会社の設立

- ・ 民間事業者は、本事業の業務の一部である処理施設の運営業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社(以下この項において「本件会社」という。)を適法に設立する。
- ・ 本件会社の設立及び運営に関し、本件会社の株主が締結する株主間契約が、次の各号に定める事項を満たすこと。
 - (1) 本件会社の本社所在地を兵庫県姫路市とすること。
 - (2) 本件会社の担当する業務は、処理施設の運営業務及び基本契約において本件会社が担当すべきとされるその他の業務とすること。
 - (3) 応募グループの代表企業の株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
 - (4) 応募グループのうち、ごみ焼却施設の施工を担う企業の株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 20 を超えるものとする。
 - (5) 本件会社の資本金額は、処理施設の引渡日までに金 1 億円以上とし、その後の事業期間を通じてこれを維持すること。
 - (6) 本件会社が、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和 49 年法律第 22 号)に定める「大会社」又は「みなし大会社」に該当するように必要な措置をとること。
 - (7) 本件会社の株主は、市の同意なくして本件会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
 - (8) 本件会社は、運営委託契約上委託される業務を実施するための人員を確保すること。

1.2 代表企業の保証

- ・ 運営事業者による処理施設の運営の不具合により市が被った損害は、運営事業者が賠償するが、代表企業は、当該債務を保証すること。

2 建設請負契約

2.1 履行保証

- ・ 建設請負事業者は、請負代金の総額の 10 分の 1 に相当する金額以上の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。

2.2 引渡しの遅延

- ・ 試運転を含む設計及び施工業務が遅延し、処理施設の引渡しが供用開始予定日より遅延する場合は、建設請負事業者は、遅延損害金を支払わなければならない。

2.3 かし担保責任

- ・ 市は、処理施設にかしがあるときは、建設請負事業者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- ・ 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、引渡しを市が受けた日から 3 年以内に行わなければならない。
- ・ ただし、当該かしが建設請負事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間を 10 年とする。

2.4 性能保証責任

- ・ 性能保証期間中に処理施設が性能保証事項を満たすことができなくなった場合には、建設請負事業者は、直ちにこれを修補し、必要な作業を行うとともに、市に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならない。ただし、次の事由に起因するかし又は損害若しくは追加費用については責任を負わない。

(1) 不可抗力

(2) その他建設請負事業者の責めに帰さない事由

- ・ 性能保証期間は、処理施設の引渡日から起算して 3 年間とする。ただし、保証期間中、処理施設が性能保証事項を満たすことができない事態が生じたときには、当該事態が発生した日から 3 年間まで保証期間を延長する。

3 運営委託契約

3.1 事前準備

- ・ 建設請負事業者が実施する処理施設の試運転及び引渡性能試験において、処理施設の運転業務については、運営事業者がこれを建設請負事業者から受託して行う。

3.2 契約保証金

- ・ 運営事業者は、計画処理量に基づく事業期間にわたる委託費(消費税相当額を含む。以下同じ。)の総額の10分の1に相当する金額以上の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。
- ・ 契約保証金は、計画処理量に基づく事業期間にわたる委託費の200分の1に相当する金額を毎年減額する。
- ・ 運営事業者が、本契約に基づいて市に対し損害金、賠償金又は違約金を支払うときは、市は、本条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保等をもって、これに充当するものとし、なお不足があるときには追徴するものとする。

3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務

- ・ 処理施設の維持管理、補修及び更新業務については、運営事業者が処理施設の建設を請負った企業に、事業期間中、固定額で委託するものとする。
- ・ 建設請負事業者は、応募の段階で提出が求められる「運営期間中の施設の維持管理補修計画」(以下「維持管理補修計画」という。)及びこれを前提とした「施設の完成から30年間にわたる施設の維持管理補修の考え方」(以下「維持管理補修の考え方」という。)を実行するための、事業期間中の運営マニュアル(以下「運営マニュアル」という。)を提出し、市の承認を受ける。維持管理補修計画及び運営マニュアルの承認は、引渡しの条件とする。
- ・ 市と運営事業者は、維持管理補修計画及び維持管理補修の考え方に基づき、毎年度、処理施設の維持管理補修の内容について協議する。また、市は、維持管理補修の状況を確認し、必要に応じて維持管理補修計画、維持管理補修の考え方及び運営マニュアルを処理施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。
- ・ 運営事業者は、事業期間終了後も処理施設が要求水準に示した機能を維持できるよう、維持管理補修計画を策定し、これを実行する。市は、処理施設の機能を事業期間終了後5年間にわたり維持するための説明を求め、必要に応じ、維持管理補修計画の改訂及び適切な維持管理補修を求めることができる。
- ・ 維持管理補修が適切に行われなかったことにより処理施設の性能が低下し、又は停止し、市に損害が生じた場合、運営事業者は、市が受けた損害を賠償する。

3.4 ごみ焼却施設における一般廃棄物等の受入れ等

- ・ 市は、搬入する一般廃棄物等の性状が計画性状に近いごみ質を確保するべく広報・啓発活動を行う。
- ・ 市は、一般廃棄物等を運営事業者の指定する受入場所まで搬入する。
- ・ ごみ焼却施設に搬入される一般廃棄物等の性状が要求水準書記載の計画性状の範囲内にとどまっている限り、市は、一般廃棄物等の性状を原因とする処理委託費の見直しその他費用の負担を請求されない。

- ・ ごみ焼却施設に搬入される一般廃棄物等の性状が計画ごみ質から逸脱していることが判明した場合、市は、各基準値を遵守することが困難であるかどうかについて確認し、必要に応じて運営事業者と対応等について協議する。

3.5 処理不適物の取扱い

- ・ 運営事業者は、搬入された処理対象物である一般廃棄物等のうち、市のごみ分別・収集の体系を基に処理することが困難又は不適当と考えられるものについて、処理不適物と位置付けることができる。
処理不適物については、技術提案書の提案を踏まえて民間事業者と市で協議の上、契約書に規定するものとする。
- ・ 運営事業者は、受入供給設備において目視検査等を行い、受け入れた一般廃棄物等の中に処理不適物がないことを確認するよう努める。
- ・ 運営事業者は、受け入れた一般廃棄物等内に処理不適物が確認された場合には、処理不適物を排除しなければならない。
- ・ 市は、一般廃棄物等の搬入者に対して広報・啓発活動等を行うことにより、処理不適物の混入を未然に防止するように努める。
- ・ 運営事業者は、排除した処理不適物を、処理不適物貯留設備に貯留するものとする。貯留された処理不適物は、市が搬出して処分するが、運営事業者は、それに協力するものとする。
- ・ 処理不適物の混入が原因でごみ焼却施設の運転に故障等が生じ、当該故障等の修理のために費用が発生するときは、運営事業者がその費用を負担する。ただし、善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該処理不適物を排除することが出来なかったことを運営事業者が明らかにした場合は、市が当該費用を負担する。

3.6 電力等の取り扱い

- ・ 運営事業者はごみ焼却施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電を行い、処理施設及び周辺施設に対して自ら又は電気事業者を介して電力を供給する。また、処理施設及び周辺施設への運営期間を通じた安定した電力の供給のために、電気事業者と自家発補給に係る契約を締結し、又は締結せしめ、運営事業者が当該契約に係る費用を負担する。
- ・ 運営事業者は、必要に応じて、市の承認を前提に電力供給に関する電気事業者との契約を変更することができる。
- ・ 市は、ごみ焼却施設を運転することにより発生するすべての電力の権利及び発生するすべての電力に関するRPS証書の権利を運営事業者に譲渡する。
- ・ 市の要望によって、周辺施設の設計について、周辺施設の電力使用量に変更が生じた場合は、市は、運営委託契約の内容を変更する。

- ・ 市は、運営事業者と周辺施設の電力利用計画について協議する。運営事業者は、市が当該の電力利用計画を逸脱した電力使用を行った場合、自ら立証することにより市に電力料金の精算を求めることができる。
- ・ 運営事業者は、電力利用計画の内容にかかわらず、周辺施設に係る省エネルギーの方法を提案することができる。市は、周辺施設の運営に支障がない範囲で同提案を受け入れるように努力する。
- ・ 運営事業者は、周辺施設に供給した以外の電力及びごみ焼却施設で発電される電力に係る R P S 証書を第三者に対して販売することができる。運営事業者は、電力及び R P S 証書の販売先について毎年市に報告する。
- ・ 建設請負事業者は、発電効率及び省エネルギー性に優れ、余熱をできるだけ有効に利用できる処理施設の設計に努める。
- ・ 運営事業者は、再資源化施設、啓発・管理施設及び余熱利用施設に対して蒸気または温水を供給するものとする。
- ・ 運営事業者は、処理施設、啓発・管理施設及び余熱利用施設に供給後の余熱を第三者に販売することができる。

3.7 事業期間終了後の取り扱い

- ・ 市は、事業期間終了の3年前から事業期間終了後の処理施設の運営方法について検討する。運営事業者及び建設請負事業者は、市の検討に協力する。
- ・ 市は、事業期間終了後の処理施設の運営を自ら実施する。ただし、これについて公募により事業者を選定すると判断した場合、運営事業者又は建設請負事業者は、次の事項に関して協力する。

資格審査の通過者に対する市が所有する資料の開示

新たな運営事業者による施設及び運転状況の視察

事業期間終了後の運営支援

- ・ 市が事業期間終了後の処理施設の運営を公募に供することが適切でないと判断した場合、運営事業者は、処理施設の運営の継続に関して市の協議に応じる。市が運営事業者と事業期間終了後の運営の継続について協議する場合、事業期間終了後の運営業務に関する委託費は、運営期間中の委託費に基づいて決定する。運営事業者は、このために、運営期間中の財務諸表及び次の項目に関する費用明細等を提出する。

人件費

運転経費

維持管理・補修費

調達費

- ・ 市は、性能要件の満足を確認するため、施設の機能確認及び性能確認を実施する。

- ・ 事業期間にかかわらず、施設の機能確認及び性能確認に合格することを事業契約終了の条件とする。
- ・ 処理施設の運営を行う企業は、事業期間終了後 1 年の間に、本施設に関して運営事業者の維持管理補修等に起因する性能未達が発生した場合には、改修等必要な対応を行う。

3.8 違約金

- ・ 市は、運営事業者の帰責事由により本契約が解除された場合、処理施設を再び稼働させるための費用として、運営事業者に対し、委託費支払残額の 10 分の 1 の額の違約金を請求することができる。